

東京都後期高齢者医療広域連合議会での 「保険料等の条例案」可決に対する見解

2007年11月21日
東京社会保障推進協議会
事務局長 後藤 嘉輝

昨日（11月20日）東京都広域連合議会が開催されました。そこで、「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が提案され、審議が行われ可決しました。さまざま問題点が解決されないまま通過しました。

問題の第一は「国保料より高い保険料」です。都広域連合は、「保険料を低く抑えた」「国の保険料に近づけた」と言っていますが、1人あたり平均保険料10万2900円（年額）軽減後9万円となっています。払える保険料ではなく、現行の国保料より高くなっています。特に低所得者に対しては重い負担になっています。

第二に「資格証明書の発行」です。「充分相談する」「機械的に発行しない」と言いつつ「区市町村で対応がまちまちでは困る」「審査会で統一基準・マニュアルを作成」と述べています。特に老人保健法では「資格証明書を発行しない」ことが反故され、機械的に発行される恐れがあります。「短期証明書」の発行も同様です。東京都広域連合では、「滞納4ヵ月で短期証を発行する」とされ、余りにも短く医療権を奪うものといわざるを得ません。

第三に「保健事業の自己負担500円徴収」です。健診事業を受ける時に一律500円徴収です。受ける人と受けない人との公平さの点で徴収するとしています。健診事業は全ての対象者が受診する権利を持っています。公衆衛生の視点からみても、地域診断するにあたって重要な意義をもっています。これを個人的なものに置き換えることは憲法25条の「健康で文化的な」ことにも違反しています。

第四に「葬祭事業を行わない」ことです。区市町村によって、政治的判断とされています。理由に「給付金額が異なる」としていますが、従来経過もあり、財政的な基盤も区市町村によって違い、都広域連合として指標を提示する責任があるのではないのでしょうか。

第五に「対象者への周知徹底」が不十分だということです。来年3月に対象者に保険証と冊子が送付されるとしています。あまりにも遅いのではないのでしょうか。6月の住民税ショックを越える怒りが起きるのではないのでしょうか。

早急に区市町村は説明会を開き、対象者への個別的説明が緊急に求められています。

以上、問題点をかかえながら、あと4ヵ月を前にして、システム稼働が進まない状態を考えると、高齢者医療制度は中止、撤回しかありません。

同時に、2008年4月から70歳から74歳までの自己負担を1割から2割へ引き上げ、65歳から74歳までの国保料を年金から天引き、現役世代も「支援金」名目で保険料負担増が実施されます。今でも生活が大変なのにより一層生活が苦しくなります。

自公与党の凍結は、70歳から74歳の窓口負担2割引き上げは1年間凍結、扶養者は6ヵ月免除、残る6ヵ月は1割負担になっています。これは先延ばしにしかありません。凍結が解除されれば、本格的実施となり、大変な状態になります。

私たちは、高齢者医療制度の改悪を許さず、安全・安心の医療をつめざして奮闘するものです。

当面は、この問題点を広く住民に知らせていく運動、そして国会にむけて「中止・撤回」署名を強めていきます。特に、地元国会議員にむけて「後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度の中止・撤回への賛同のお願い」を持って、賛同議員になってもらう要請行動を強めます。

また、各区市町村への要請・懇談を強め、区市町村に「後期高齢者医療制度の保健事業と葬祭事業の懇談のお願い」を持って、健診事業の自己負担500円を公費で無料にすること、葬祭事業を現行どおり公費で実施することを強く求めていきます。